

監査報告書

令和 4年 5月25日

社会福祉法人きたはりま福社会
理事長 大西 康德 様

監事 池田 博文 

監事 遠藤 隆義 

私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。加えて、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号)第2条の33各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及び財産書類の監査結果

会計監査人米田光一朗氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

監査報告書

令和 4年 5月25日

社会福祉法人きたはりま福社会

監事 池日博文 

監事 遠藤隆義 

私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その結果について、次のとおり報告いたします。

記

- 1 実施日 令和4年5月25日(水) 午前9時30分～午後4時
- 2 実施場所 特別養護老人ホームしあわせ荘 介護教育室
- 3 監査内容 理事の職務の執行、法人の業務及び財産の状況
計算書類及び事業報告などの確認調査
- 4 調査書類 令和3年度の事業報告書及び決算関係書類
- 5 監査意見 別紙

監査意見書

1 調査方法

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、業務及び財産の状況を調査した。

2 監査結果

- (1) 当法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はない。
- (2) 理事会及び評議員会は、定款、諸規定に基づき開催されており、議決内容も適正に処理されている。議事録や資料も適正に保管されている。
- (3) 法人及び各事業所（多可、神戸、姫路、三木）の令和3年度決算は、定款及び社会福祉法人会計基準に基づき適正に処理されている。
- (4) 災害時において警報や避難指示等、どの警戒レベルの時に、誰が施設に出てくるのかを決定する防災マニュアルを制定すること。
- (5) 令和3年12月に行われた三木事業所の実地指導で指摘されたことについて、具体的な改善計画を作成できていないため、令和4年度の間接監査時に改めて確認を行う。
- (6) 会計処理において、拠点毎に使用する勘定科目に相違が見受けられたものについて法人内で令和3年度中に協議し、統一した勘定科目を使用し仕訳を行うこととなった。引き続き協議を行い、更に拠点間で相違のある事項について統一した処理が実施されるようにしたい。